

第 3 3 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 2 月 2 7 日（火）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年2月27日(火) 午後1時30分から 2時00分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(1人)

4番 玉 木 久 志

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 土地現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹 羽	優
事務局次長	佐々木	正 人

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 33 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

今年に入りまして 2 回目の総会でございます。2 月にしては大変良い天気が続いております。20 日に札幌で行われました常設審議委員会に出席しました。行きの JR の車窓から見たところによりますと、室蘭を過ぎてから全然雪がなく、苫小牧もまるっきり雪がありませんでした。札幌も今年はたいへん雪が少ないということでしたが、22 日に今年一番の大雪が降ったとのことでした。

会長

今年の雪の降り方には異変があり、今後もこのような感じで心配な事案になるのかなと思っております。

また、昨年同様今年の夏も猛暑になるという予報も出ており、農作物に影響がでるのではないかと心配しております。

会長

それでは、本日の総会は議案第 5 号まででございます。皆様と慎重審議を進めてまいります。

総会後は協議会、そして、第 1 回目の地域計画策定に伴う協議の場がございます。目標地図作成にあたっては農業委員と各関係機関が連携しながら、一体となって取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日、4 番玉木委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は 14 名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、9 番大羽委員、10 番金谷委員を指名いたします。この指名は、第 33 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、身体的事情による規模縮小のためでございます。

事務局

資料 2 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、他の農業者と賃貸するためでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」

を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 2 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 3 筆、すべて田、
面積が合わせまして [REDACTED]㎡、契約内容は無償贈与でございます。こちらの理由につきましては、親御さんから息子さんへの無償贈与でございまして、農地を譲り受け営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 3 1 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 5 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 2 月 27 日、対価の支払期限が 2024 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。

番号 6 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2024 年 2 月 27 日から 2027 年 2 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 7 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては 2024 年 2 月 27 日から 2027 年 2 月 26 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃借価格は [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 8 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2024 年 2 月 27 日から 2027 年 2 月 26 日までの 3 年間、単価は田んぼが [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 9 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]司さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 15 筆、内、田んぼが 10 ケ所 [REDACTED] m²、畑が 5 ケ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑と水田、こちらの契約につきましては貸借権でございまして、期間につきましては、2024 年 2 月 27 日から 2027 年 2 月 26 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 10 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては貸借権でございまして、期間につきましては、2024 年 2 月 27 日から 2029 年 2 月 26 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 11 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 2 月 27 日から 2027 年 2 月 26 日までの 3 年間、継続でございます。

事務局

資料 12 ページをご覧ください。

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 32 筆、内、田んぼが 25 ケ所 [REDACTED] m²、畑が 7 ケ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらの契約につきましては使用貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 2 月 27 日から 2027 年 2 月 26 日までの 3 年間、継続でございます。

事務局

資料 13 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]

事務局

、 さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 、面積が m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2024年2月27日から2027年2月26日までの3年間、単価が 円、賃貸価格が 円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案4ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第31条該当)。

農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

令和6年2月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の14ページをご覧ください。

番号1番。貸主が 、 さん。借主が

、 さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、 、地目

事務局

は畑、面積が [] m² の内 [] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [] m²、保安区域が [] m²、採取数量が [] m³、転用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 20 日、位置図・配置図につきましては、15 ページ、16 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限る、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は 1 年以内の砂利採取でございますが、採取後の復元についても計画されておりますので、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

資料の 20 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、の計 3 筆、面積が合わせまして [] m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、砂利採取および作業道のための一時転用、掘削区域が [] m²、保安区域が [] m²、採取数量が [] m³、転用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、23 ページ、24 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに限る、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されておりますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

資料の 21 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、の計 5 筆、面積が合わせまして [] m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、土砂採取のための一時転用、掘削区域が [] m²、保安区域が [] m²、採取数量が [] m³、転用期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、23 ページ、24 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましても先ほど同様、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元される

事務局

ものに関り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が1年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

資料の22ページをご覧ください。

番号4番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積は[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡、[REDACTED]、面積は[REDACTED]の内[REDACTED]㎡、[REDACTED]、面積は[REDACTED]の内[REDACTED]㎡の計3筆、面積が合わせて[REDACTED]㎡、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、土砂採取のための作業道増設、転用期間は令和6年5月1日から令和7年3月31日、位置図・配置図につきましては、23ページ、24ページの図3、図4のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても先ほどの砂利、土砂採取の転用と同じく、申請地につきましても、農用地区域内農地でございまして、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに関り、3年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が1年以内の砂利採取と作業道増設で、作業後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 土地現況証明願について】

議長

「日程第7 議案第5号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。佐々木次長。

事務局

はい。議案5ページをご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定する令和6年2月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 34 ページをご覧ください。

番号 2 番。所在につきましては[REDACTED]、公簿地目は畑、現況は墓地、面積が [REDACTED] m²、利用状況につきましては墓地でございます。願出理由は地目変更のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。場所につきましては、35 ページ、36 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

こちらにつきましては、2024 年 2 月 13 日に原田会長、松崎代理、弥左委員と高橋委員と現地に赴き、墓地であることを確認しております。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 33 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 4 月 30 日

会議録署名委員

9 番 大羽 孝志

10 番 金谷 勝則

議長 原田 嘉博